

歯科技工士法施行細則及び香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年12月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第67号

歯科技工士法施行細則及び香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則  
(歯科技工士法施行細則の一部改正)

第1条 歯科技工士法施行細則(昭和31年香川県規則第62号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(届出等の様式) 第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(届出等の様式) 第2条 次の各号に掲げる届出又は出願は、それぞれ当該各号に定める様式により行わなければならない。 (1)～(3) 略 <u>(4) 歯科技工士法施行規則(昭和30年厚生省令第23号)第10条の規定による出願 歯科技工士国家試験合格証明書交付出願書(第4号様式)</u></p>

第3号様式（第2条関係）  
略

第3号様式（第2条関係）  
略

第4号様式（第2条関係）

（日本工業規格A列4番）

香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)
-----------------------------

歯科技工士国家試験合格証明書交付出願書

年 月 日

香川県知事 殿

出願者 住 所  
氏 名

合格証書を破損（汚損、亡失）したので、歯科技工士法施行規則第10条の規定により合格証明書の交付を出願します。

合格した者	本 籍 地 都 道 府 県 名 (日本の国籍を有しない者 にあつては、その国籍)	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
合 格 し た 年 月		年 月 (ごろ)

(香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正)

第2条 香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則(平成12年香川県規則第117号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2(第3条関係)		別表第2(第3条関係)	
1~12 略		1~12 略	
13 特例条例別表第2の13の項の規則で定める書類	略  (1)~(3) 略 (4) <u>政令第1条の2</u> 、第3条第2項、第4条第1項、第5条第2項及び第6条第2項に規定する申請書 (5)~(7) 略	13 特例条例別表第2の13の項の規則で定める書類	歯科技工士法(昭和30年法律第168号。以下この項において「法」という。)及び歯科技工士法施行令(昭和30年政令第228号。以下この項において「政令」という。)に基づく書類のうち、次に掲げるもの (1)~(3) 略 (4) <u>政令第1条</u> 、第3条第2項、第4条第1項、第5条第2項及び第6条第2項に規定する申請書 (5)~(7) 略
14~36 略		14~36 略	

附 則

この規則中第2条の規定は公布の日から、第1条の規定は平成28年3月1日から施行する。